

副業で農業者の人手不足解消に挑戦！

農業分野における人手不足の解消に貢献するとともに、市職員が農業の現場を知り農業施策に生かし、本市の農業振興を図るため、農業分野での市職員の副業を試行的に制度化します。

試行期間	令和7年9月1日（月）～令和8年3月31日（火）
対象職員	産業部職員（課(室)長以上の職員を除く）及び 農業委員会事務局職員（事務局長を除く）
対象業務	農作業及び農作業に付随する作業
副業先	農産物の販売を行う農業者（市内に住所を有する農業者である場合 又は作業場所が市内のほ場である場合に限る）
従事許可時間帯	週休日など本業の勤務時間以外
従事許可時間数	週8時間以内、月30時間以内 (本業の時間外勤務と通算して月45時間以内)

ポイント① 農業振興として農業の人手不足解消を促進します

全国でも有数の農業産地である本市でも人手不足が大きな課題となっており、解消の一助となることを期待しています。

ポイント② 農業に精通した職員人材の育成につながります

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中でも本市農業を維持・発展させていくために、農業の現場を知り今後の農業施策に生かすことのできる市職員の育成につながります。

<背景>

農業分野では人手不足が深刻化しており、全国でも有数の農業産地（※）である本市においても繁忙期を中心に大きな課題となっています。

また、農業者の高齢化や減少、気候変動や物価高騰による営農への影響など農業を取り巻く環境が厳しさを増しているなかでも本市の農業施策を充実させていくためには、「農業に精通した職員人材の育成」が必要となっています。

※ 令和5年農業産出額（市町村別農業産出額（推計）より）

豊橋市：420億6千万円（全国15位、愛知県内2位）